

東行総 66 号

令和3年4月26日

入札参加予定業者各位

東近江行政組合総括管理課

一般競争入札「能登川消防署空調等施設改修工事（機械設備工事）」の公告に係る質疑の回答について

このことについて、質疑を受付けましたので別紙のとおり回答します。

記

入札件名	能登川消防署空調等施設改修工事（機械設備工事）
回答内容	当組合ホームページに掲載のとおり

〒527-0037 東近江市東今崎町5番33号

東近江行政組合 総括管理課

Tel. 0748-22-7622 Fax. 0748-22-7608

E-mail sokatsu@eastomi.or.jp

令和3年度一般競争入札 質疑回答書

件名：能登川消防署空調等施設改修工事（機械設備工事）

質疑受付日時：令和3年4月21日（水）午前9時から正午まで

回答日時：令和3年4月26日

東近江行政組合

No.	仕様書図面No.	質疑事項	回答
1	M-06	埋設配管は全撤去と解釈してよろしいでしょうか。	M-06図 屋外埋設の消火管・排水管はハッチング範囲を全撤去とし、給水配管はハッチング範囲を改修とします。 M-13図 屋外埋設のガス配管はハッチング範囲を全撤去とします。 M-19図 屋外埋設のオイル配管はハッチング範囲を全撤去とします。
2	M-20	空調機撤去後の天井復旧は建築工事と解釈してよろしいでしょうか。	天井撤去復旧、天井点検口取付、エアコン・全熱交換機の取付時の天井開口は別途工事（建築工事）とします。その他の機器（換気扇など）の取付時の天井開口・補強は本工事とします。
3	M-25	会議室1, 2の天井改修工事は建築工事と解釈してよろしいでしょうか。	ご考察の通りです。
4	M-6, 9	揚水管の総延長をご教授願います。	M-26図 揚水管の配管長は資料がなく不明のため、井戸深さ70mを参考とします。
5	M-6, 9	水中ケーブル、水中電極の総延長をご教授願います。	No. 4と同じとします。
6	M-6, 9	井戸蓋、バルブ類はFC製でよかったですでしょうか。	井戸蓋はSUS製、バルブ類はFC製とします。
7	M-6, 9	既設配管は80Aで、バルブ新設50Aとなっていますが、続部はレギュレーター80A*50A(既設流用)でよかったですでしょうか。	接続部レギュレーター80A*50Aは既設流用とします。
8	M-26	浄化槽内洗浄について能登川消防署内指定業者はありますか。	浄化槽の洗浄・消毒は別途工事とします。 維持管理業者：株式会社日吉

No.	仕様書図面No.	質疑事項	回答
9	M-6	屋外配管撤去について、既設配管撤去に伴い、アスファルト切断、取り壊し処分は設備本工事で見込んだ算出で良いのでしょうか。	アスファルトの切断・取り壊し・復旧は別途工事（建築工事）とします。
10	M-6	残土処分は場内処分が良いのでしょうか。	場外処分とします。
11	M-13	1階救急隊消毒室、洗面室、脱水室の壁内配管の撤去が記載されていますが、壁の解体、復旧が見込まれていない様に思われます。本工事外として考えてよろしいのでしょうか。	1階救急隊消毒室、洗面室の壁内隠蔽配管は残置、壁面にてプラグ止めとし、新設配管は露出配管とします。また、壁の解体、復旧が見込まれていない箇所はすべて同様の処理とします。
12	M-13, 15	・湯沸室、給湯室配管について 改修の給湯配管は流し台収納内露出配管として考えてよろしいでしょうか。 既設の給湯配管は壁面にプラグ止めでの処理でよいのでしょうか。	ご考察の通りです。
13	M-13	UBの撤去は建築工事と考えてよろしいのでしょうか。	既設浴室の解体は別途工事（建築工事）とし、配管類の撤去は本工事とします。
14	-	工事期間中建物内の給排水は使用禁止と考えてよろしいでしょうか。	本工事は既存施設を使用しながらの工事のため、能登川消防署・別途工事（建築工事・電気設備工事）と十分協議の上施工すること。また、工事期間中、トイレは1階・2階のどちらかは使用できるように計画すること。
15	-	仮設工事が必要であれば場所をご指示ください。	基本的に仮設工事・仮設トイレはなしで計画すること。ただし、合併浄化槽及びオイルタンク解体時にH=1800程度のメッシュフェンスを見込むこと。
		以下余白	